

改正東京都環境確保条例による検証業務の拡大 ～「優良事業所基準への適合(第一区分事業所)」へ登録～

株式会社損害保険ジャパンの関連会社でリスクコンサルティング業務を行う株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント(以下「損保ジャパン・リスク」、社長:石川 秀洋)は、2010年8月5日付で、東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の検証機関※として登録され、8月10日より業務を開始しました。

※登録区分:優良事業所基準への適合(第一区分事業所)(登録番号28)

1. 背景

2008年6月の東京都環境確保条例の改正により、2010年4月から、都内の大規模事業所に対し、温室効果ガス排出総量削減義務が導入されることになりました。本制度により対象となる大規模事業所は、2010～2014年度の期間で、温室効果ガス基準排出量(※1)に対し6～8%の削減が必要になります。ただし、本制度では、「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所(優良特定地球温暖化対策事業所)」として、「知事が定める基準」に適合すると知事が認めたとき、当該対象事業所は、地球温暖化対策の推進の程度に応じて削減義務率が軽減されます。対象事業所が優良特定地球温暖化対策事業所の認定申請をする場合、その正確性・信頼性を確保するため第三者による検証を義務付けており、検証業務を実施できるのは、東京都が登録を認めた検証機関に限定されています。

損保ジャパン・リスクは、デューデリジェンス業務を通じて蓄積してきた建築物調査のノウハウ、およびCASBEE評価認証(※2)や省エネ法に基づく登録建築物調査業務(※3)等の環境負荷削減の知見を活かして、「特定ガス・基準量」の登録区分において既に都内の大規模事業所の基準排出量および年度排出量に関する検証業務(※4)を実施しています。

本登録区分における登録検証機関として検証業務を実施することで、低炭素型社会の早期実現と地球環境保全に寄与していきます。

※1:事業所の2002～2007年の排出量実績より、事業所が任意に選んだ連続する3年間の排出量平均値。

※2:CASBEEとは、建築物の環境性能を総合的に評価し5段階で格付けする手法です。(2009年7月から業務開始)

※3:登録建築物調査業務とは、建築物の省エネ措置の維持保全状況について検証する業務です。(2009年8月から業務開始)

※4:2010年3月8日に登録(登録番号28)、同月18日より業務開始。

2. 業務の概要

<1>業務内容

(1)東京都環境確保条例に基づく地球温暖化の対策の程度が特に優れた対象事業所(優良事業所基準(第一区分))の基準適合に関する次の検証業務

(注)第一区分に属する事業所は、主な用途が、事務所、百貨店、ホテル、学校、病院、熱供給事業所等の事業所です。

- A. 一般管理事項(CO₂削減推進体制の整備、エネルギー消費量・CO₂排出量の管理ほか)に関する取組状況の程度及び評価
- B. 建物及び設備性能に関する事項(建物外皮の省エネルギー性能、設備・制御系の省エネルギー

性能他)に関する取組状況の程度及び評価

C. 事業所及び設備の運用に関する事項(運用管理、保守管理)に関する取組状況の程度及び評価

(2) 検証結果報告

申請者への検証結果報告書の発行(対象事業所が優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準適合している場合)

<2> 料金

優良事業所基準検証: 1事業所あたり約130万円~170万円(税抜)

(注) 評価項目点数およびエネルギー管理責任者数に応じて異なります。

<3> 期間

現地審査から申請者への検証結果報告書の発行まで、検証業務申し込み後1.5ヶ月程度かかります。

3. 2010年度受注目標

年間20件、3,000万円の受注を目指します。

4. 今後の展開

損保ジャパン・リスクは、今後本制度において既に登録している区分「特定ガス・基準量(暫定7号区分)」および本登録区分以外の「特定ガス・基準量(1号区分)」、「都内外削減量(2号区分)」への検証業務の展開を目指します。また、本制度以外のCASBEE認証業務および省エネ法に基づく登録建築物調査業務を始めており、省エネや省資源・リサイクル性能といった不動産の環境負荷削減の側面から、低炭素型社会の早期実現に向けて、環境配慮型不動産ソリューションの総合的なサービスを提供していきます。

以上